

○建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第百八条の三第二項第一号の規定に基づき、耐火性能検証法に関する算出方法等を次のように定める。

平成 年 月 日

第一 令第百八条の三第二項第一号に規定する当該室内の可燃物の発熱量の算出方法は、次の各号に定めるものとする。

一 令第百八条の三第二項第一号に規定する当該室内の可燃物の発熱量は、次に掲げる式により算出するものとする。

$$Q_r = q_l A_r + \sum (q_f A_f d_f) + 0.15 \sum f_a \{ q_{la} A_{ra} + \sum (q_{fa} A_{fa} d_{fa}) \}$$

この式において、 Q_r 、 q_l 、 A_r 、 q_f 、 A_f 、 d_f 、 f_a 、 q_{la} 、 A_{ra} 、 q_{fa} 、 A_{fa} 、及び d_{fa} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Q_r 当該室内の可燃物の発熱量（単位 メガジュール）

q_l 当該室内の収納可燃物の床面積一平方メートル当たりの発熱量（単位 一平方メートルにつきメ

ガジュール)

A_f 当該室の床面積 (単位 平方メートル)

q_f 当該室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の表面積1平方メートル
厚さ1ミリメートル当たりの発熱量 (単位 1平方メートルミリメートルにつきメガジュール)

A_f 当該室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の種類ごとの各部分の表
面積 (単位 平方メートル)

d_f 当該室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の厚さ (単位 ミリメー
トル)

f_a 当該室と隣接室の間の壁、床、天井及び開口部の構造に応じて次の表の熱侵入係数の欄に掲げる
数値

壁、床、天井及び開口部の構造	熱侵入係数
耐火構造の壁又は床で、その開口部に特定防火設備が設けられたもの	0.0
令第百十五条の二の二第二項第一号に掲げる基準に適合する準耐火構造の壁又	0.5

は床で、その開口部に特定防火設備が設けられたもの	
準耐火構造の壁又は床で、その開口部に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備が設けられたもの	0.7
上記以外の構造のもの	1.0

q_{la} 1 の隣接室内部の収納可燃物の床面積1平方メートル当たりの発熱量（単位 1平方メートルにつきメガジュール）

A_{ra} 1 の隣接室の床面積（単位 平方メートル）

q_{fa} 1 の隣接室の壁、床及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下同じ。）の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の表面積1平方メートル厚さ1 ~~ミリメートル~~当たりの発熱量（単位 1平方メートル~~ミリメートル~~につきメガジュール）

A_{fa} 1 の隣接室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の種類ごとの各部分の表面積（単位 平方メートル）

d_{fa} 1 の隣接室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の厚さ（単位 ~~ミリ~~

メートル)

1 前号の建築材料の表面積一平方メートル厚さ一ミリメートル当たりの発熱量は、室内に面する部分の仕
上げに用いる建築材料の種類に応じて次の表の発熱量の欄に掲げるものとする。

建築材料の種類	発熱量(一平方メートルミリメートルにつきメガジュール)
不燃材料	0.8
準不燃材料 (不燃材料を除く。)	1.6
難燃材料 (準不燃材料を除く。)	3.2
木材その他これに類するもの	8.0

第2 令第百八条の三第二項第一号に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量の算出方法は、次の
各号に定めるものとする。

1 令第百八条の三第二項第一号に規定する当該室内の可燃物の一秒間当たりの発熱量は、当該室の燃焼型
支配因子に応じて次の表の一秒間当たりの発熱量の欄に掲げる式により算出するものとする。

燃焼型支配因子	一秒間当たりの発熱量
---------	------------

$c \leq 0.081$ の場合	$q_b = 1.6 \times c \times A_{fuel}$
$0.081 < c \leq 0.1$ の場合	$q_b = 0.13 \times A_{fuel}$
$c > 0.1$ の場合	$q_b = (2.5 \times c \times \exp(-11 \times c) + 0.048) \times A_{fuel}$
この表において、A_{fuel} 及び q_b は、それぞれ次の数値を表すものとする。 ※ 次の式によって計算した燃焼型支配因子 $c = \max \left[\frac{\sum (A_{op} \sqrt{H_{op}})}{A_{fuel}}, \frac{A_r \sqrt{H_r}}{70 A_{fuel}} \right]$ この式において A_{op}、H_{op}、A_{fuel}、A_r 及び H_r は、それぞれ次の数値を表すものとする。 A_{op} 各開口部の面積 (単位 平方メートル) H_{op} 各開口部の上端から下端までの垂直距離 (単位 メートル) A_r 当該室の床面積 (単位 平方メートル) H_r 当該室の床面から天井までの平均高さ (単位 メートル) A_{fuel} 次式によって計算した可燃物表面積 (単位 平方メートル)	

$$A_{fuel} = 0.26 \times q_l^{1/3} \times A_r + \sum f \times A_f$$

この式において q_l 、 A_r 、 A_f 及び ϕ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

q_l 当該室内の収納可燃物の床面積一平方メートル当たりの発熱量（単位 一平方メートルにつきメガジュール）

A_r 当該室の床面積（単位 平方メートル）

A_f 当該室の壁、床及び天井の室内に面する部分の仕上に用いる建築材料の種類ごとの各部分の表面積（単位 平方メートル）

ϕ 建築材料の種類に応じて次の表の酸素消費係数の欄に掲げる数値

建築材料の種類	酸素消費係数
不燃材料	0.1
準不燃材料（不燃材料であるものを除く。）	0.2
難燃材料（準不燃材料であるものを除く。）	0.4
木材その他これに類するもの	1.0

q_b	当該室内の可燃物の１秒間当たりの発熱量（単位　メガワット）
A_{fuel}	可燃物表面積（単位　平方メートル）

11 第一第一号号及び前号の室内の収納可燃物の床面積一平方メートル当たりの発熱量は、当該室の用途に応じて次の表の発熱量の欄に掲げるものによる。

	室の用途	発熱量（一平方メートルにつきメガジュール）
(一)	住宅の居室	720
	住宅以外の建築物における寝室又は病室	240
(二)	事務室その他これに類するもの	560
	会議室その他これに類するもの	160
	(四)項以外の飲食室	240
(三)	教室	400
(四)	百貨店又は店舗の売場、飲食室その他可燃物が多い用途	480

(五)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会室その他これらに類する用途に供する室	客席	固定席の場合	400
		部分	その他の場合	480
			舞台部分	240
(六)	自動車車庫および自動車通路			120 もしくは収容台数に 3600 を乗じて床面積で除した値
(七)	廊下、玄関又は階段で通行の用にのみ供する部分			32
	玄関ホール、ロビーその他これらに類するもの			(一)から(三)までに掲げる室に接続するものにあつては 80、(四)及び(五)に掲げる室に連絡するものにあつては 160 とする
(八)	屋上広場又はバルコニー			80
(九)	倉庫等の専ら物品の保管に供する室			2000